

第 29 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 29 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 藤原 重信
会議日時 令和 5 年 2 月 27 日 午後 2 時 00 分開会
会議場所 大船渡市役所：議員控室

議事日程第 1 号

日程第 1 会期の決定
日程第 2 書記及び議事録署名委員の指名
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
日程第 4 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可処分の取消について
日程第 5 議案第 1 号 農地転用事業計画の変更申請について
日程第 6 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 7 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 8 議案第 4 号 農地法の適用外であることの証明願いについて
日程第 9 議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 9 名）

議長	藤原 重信君	1 番	細谷 知成君
2 番	今野八重子君	4 番	金野たか子君
5 番	古内 嘉博君	6 番	中村 亨 君
7 番	鈴木 力男君	8 番	及川 建則君
9 番	熊谷 玲子君		

（農地利用最適化推進委員 10 名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	村上 優司君
	末崎地域	尾形キヨシ君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 一志君	立根地域	金 典夫君
	日頃市地域	佐藤美智子君		
[三陸町地区]	綾里地域	畑中 圭吾君	越喜来地域	鈴木 学 君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0 名）

早退者（0 名）

欠席者（0 名）

事務局出席者

局長 小松 哲 君
主事 菅野 由夏君

局長補佐 佐々木浩久君

午後2時00分開会

○議長（藤原重信君） 本日はご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第29回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

それでは開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。この時期になってきますと、いろんな研修会等が開催されまして、参加の機会が多くなる時期でございますが、2月9日には岩手県農業会議の会長・事務局長会議が開催されましたし、あわせてポラーノの会の会議も開催されました。会長・事務局長会議におきましては、これから先、令和5年度の方向性について、いろいろ県の方から、農業会議の方から話がされました。その中で、国の法律の改正で農業委員会の役割も変化してきていることを感じてまいりました。後で事務局からいろんな場面で説明があろうかと思っております。

また、17日には県下の農業法人57会議で組織している岩手県の農業法人協会の経営戦略セミナーがございまして、聴講させていただきました。県内の牧場の社長さんの事例発表をはじめ、大変参考になる情報をいただいたと思っております。この会社では、市内にも店舗があるスーパーでいろんな牛肉を販売されているということをお聞きしました。皆様におかれましても、研修の機会があれば参加をしていただき、農業委員会の取り組みにも役立てていただければなと思っております。

そして、また17日の全国農業新聞には、皆さん目を通されたと思っておりますが、古内嘉博委員の記事が、農業委員、推進委員の欄のところで紹介されまして、微力ではあるが、自分ができることに取り組んでいきたいということの内容が話されておりました。これからもいろんな意味でご協力をお願いしたいものと思っております。

本日は議案審議の他にも予定されているようでございます。どうぞご協力をお願い申し上げます。以上であります。

○議長（藤原重信君） 本日出席の農業委員は9名、推進委員は10名全員であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、小松事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（小松哲君） それではお手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。初めに先月開催の第28回総会以降の経過報告です。2月2日、大船渡市農業協同組合役員報酬審議会に藤原会長が出席しています。2月8日、令和4年度大船渡市農業委員会第1回役員会を開催しております。2月9日、令和4年度農業委員会会長・事務局長会議・研修会に藤原会長が参加しております。同日、同会場で開催されたいわてポラーノの会総会及び令和4年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員活動研修会に3名の女性委員が参加しています。2月17日、令和4年度経営戦略セミナーに4名が市役所及び自宅等でウェブにより参加しております。2月22日、郵送により農家意向調査を実施しています。これは、来年度予定している大船渡市農業振興地域計画見直しの基礎資料となるもので、主担当の農林課と農業委員会の共同調査となります。委員の皆様にも参考のため、

調査書の写しを配付しております。

次に本日の総会以降の行事予定でございます。2月28日、令和4年度これからの地域農業を考える座談会（板用・川内・長安寺・小通地域）に出席予定です。3月3日、地域農業マスタープラン実践塾④に参加予定です。3月7日、令和4年度農業労賃標準額設定検討委員会を開催予定です。3月11日、令和4年度東日本大震災大船渡市犠牲者追悼式に藤原会長が出席予定です。3月15日、令和4年度一般社団法人岩手県農業会議定期総会に藤原会長が参加予定です。3月20日、農地取得下限面積の撤廃について市広報で周知予定です。次回の第30回総会は3月28日に開催を予定しておりますので、よろしくお祈りいたします。行事等でご不明な点につきましては事務局までお問い合わせ願います。私からは以上です。

○議長（藤原重信君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（藤原重信君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の菅野由夏主事、議事録署名委員には4番金野たか子農業委員、5番古内嘉博農業委員を指名します。

○議長（藤原重信君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 議案説明の前に、本日机の上に今回の総会の日程表、修正したものをお配りしております。修正点といたしまして、日程第10で農振農用地区域からの除外に関する事について、皆さんにご判断いただく予定でございましたけれども、一旦取下げということになりましたので、それを除いて、本日は日程第9までご審議いただく形になります。

それでは日程第3、議案書の2ページをお開き願います。報告第1号農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1、登記地目は畑、現況地目は山林、面積は736㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は2月6日であります。次に番号2、登記地目は宅地、現況地目は畑、

面積は 732.76 m²。権利を取得した理由は相続。届出及び受理の日付は2月2であります。次に番号3、登記地目は畑、現況地目は畑、面積は計 2,558 m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は1月23日となっております。議案書3ページにまいりまして、番号4、登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は 283 m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は1月27日であります。次に番号5番、登記地目は宅地及び畑、現況地目は畑、面積は計 600.69 m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は1月18日です。次に番号6番、登記地目は田及び畑、現況地目は田、畑及び宅地、面積は計 2,097.81 m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は2月8日であります。続いて、議案書4ページになります。番号7、登記地目は畑、現況地目は畑、雑種地、その他となっておりますが、このうち、その他となっている1筆は、現在、地図上で確認できない土地となっているので、その他と記載しております。面積は計 5,187 m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は1月18日であります。続いて番号8、登記地目は畑、現況地目は畑及び畑雑種地、面積は計 779 m²。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は1月20日であります。以上です。

○議長（藤原重信君） 報告1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 次に日程第4、報告第2号農地法第5条の規定による許可処分の取消しについてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 議案書5ページをお開きください。報告第2号農地法第5条の規定による許可処分の取消願い出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものであります。

番号1、登記地目は宅地及び畑、現況地目は畑、面積は計 405.86 m²。権利の区分は売買。転用目的は一般個人住宅の建設で、本件は先月の総会において審議し許可とされ、その旨を申請者に通知しておりましたが、その後隣接する土地の住宅が当該土地にほぼ接する状態であるということが判明し、譲渡人が土地の一部を分筆して、その分だけ隣地所有者に所有権移転し、残る部分を譲受人に売却するということに変更になったため、一旦許可処分を取り消すこととしたものであります。なお、変更した事業計画による農地法第5条の申請及び分筆して隣地所有者に譲る土地の適用外証明願については、この後ご審議いただく予定となっております。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは報告第2号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 次に日程第5、議案第1号農地転用事業計画の変更申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 議案書6ページになります。議案第1号転用事業計画

の変更申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1、地図は1ページをあわせてご覧いただけます。登記地目、現況地目ともに田、面積は1,183㎡。権利区分は売買。転用の目的は一般個人住宅の建築で、この件に関しましては令和3年の総会において許可と決定しておりましたところ、当時の計画では、この土地を4分割して建売住宅を建設するといことになっておりましたけれども、面積が大きいと売買金額が高くなるということで売れ行きを懸念して5区画に分割したもので、事務局において転用事業の進捗状況の報告が提出された際に問題に気づき、事業計画変更を行うよう指導したもので、既に変更計画のとおり分筆まで終了しているものになります。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について大船渡地区猪川地域鈴木一志推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員（鈴木一志君） 推進委員の鈴木です。議案第1号の1番の調査結果について報告いたします。現地調査及び関係者からの聞き取り調査は、2月21日に行いました。計画変更の申請人から現地で確認したところでは、現地の造成区画は既実施されておりましたが、全体の面積には変更はありませんと。当初の計画は令和3年の許可になりますが、その時点では取得した農地を造成し、4区画に分け建売住宅を建築予定でした。1区画当たり約340から410㎡ほどの4区画を考えておりましたが、変更理由に記載のとおり、1区画当たりの面積を縮小し、1軒辺りの建築単価を下げため、5区画に計画変更したとの説明がありました。報告は以上であります。

○議長（藤原重信君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第6、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 議案書7ページになります。議案第2号、農地法第3条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1、地図は2ページをあわせてご覧ください。登記地目は畑、現況地目ともに畑、面積は計2,558㎡。権利区分は売買。売買の目的は譲受人側の経営規模拡大で、本件に係る土地は今月の報告第1号第3番にて相続したことを報告したばかりのものでございます

けれども、相続人である本件の譲渡人は、高齢による体調不良から耕作が困難で隣接する農地を耕作中である譲受人世帯が経営規模拡大を希望するということから、農地として売買することになったということでございます。受入世帯の稼働人員は1名の予定で、耕うん機1台を所有しているということでございます。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当の農業委員から説明をお願いします。議案第2号1番について9番熊谷玲子農業委員から説明をお願いします。

○9番（熊谷玲子君） 9番熊谷です。議案第2号1番の報告をいたします。地図は、2ページになります。申請地の1筆は、譲渡人の自宅前にあります。多少の家庭菜園程度の休耕畑がありましたが、ほとんどが雑種地になっておりました。もう1筆は、譲受人宅の右側に南側斜面の日当たりの良い申請地があります。5年前まで耕作していたそうです。管理された休耕畑になっておりました。20日午後3時過ぎに譲渡人宅を訪問しました。譲渡人はデイサービスを利用して、留守でした。譲渡人宅の家の片付けをしていた親戚に当たる方から、譲渡人についてお話しをしていただきました。譲渡人は、一人暮らしで奥様も数年前に亡くなり、今では何の気力もなくなり、親戚の方がいろいろ身の回りの世話をしている様子でした。今回の申請に当たって、ご苦労しているようでした。譲受人はお勤めに出ているというので、夕方5時半過ぎに電話で聞き取りをいたしました。譲渡人は譲受人の叔父に当たり、今回の申請地のことを相談されて、この先全てのことを自分が面倒を見ていかなければいけないと思い、売買という形で申請に至ったそうです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で説明を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第7、第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 議案書8ページになります。議案第3号農地法第5条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1、地図は3ページをあわせてご覧ください。登記地目、現況地目ともに畑、面積は921㎡。権利区分は売買。転用の目的は一般個人住宅の建設で、譲受人が建売住宅3棟の建築と専用道路の整備を行う計画となっております。当該土地は第2種農地に該当しますが、道路、宅地と山林、原野状態の土地に挟まれ、西側に一部農地がありますけれども、

その農地所有者との話し合いは済んでいるというふうに向っております。他の農地に影響しないという一般基準は満たすものと考えられ、また、住宅建設工事費用が確実であることは金融機関の残高証明書により確認しております。なお、当該地は、昨年11月の総会において農用地区域からの除外について審議した土地となります。次に番号2番、地図は4ページをご覧ください。登記地目、現況地目ともに畑及び田、面積は計893.39㎡。権利区分は使用貸借。転用目的は残土仮置場としての利用で、使用期間は許可の日から令和6年1月31日までの一時転用で、借受人の実施する工事は大船渡市から委託された工事となります。なお、当該土地のうち1筆が農振農用地、それ以外が第2種農地に該当しますが、南北は道路に接し、西側の土地は宅地となっており、また、東側は用悪水路となっているため、周辺農地への影響はないものと認められます。なお、農振農用地についてでございますけれども、永久での転用というのは認められないこととなりますが、期限付き一時転用であれば、条件が揃えば可能となるということになっております。議案書9ページをお開きください。番号3、地図は5ページをご覧ください。なお、本件は報告第2号において許可処分を報告した案件の事業計画を変更したものであります。登記地目は宅地及び畑、現況地目は畑、面積は前回の申請時で456.86㎡でしたが、一部を分筆したため399.68㎡に減少しております。権利区分は売買。譲受人は前回の時点では1人でしたが、それに共有者が加わっております。転用の目的以降について先月の申請時点と変わらないものであります。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番について大船渡地区末崎地域尾形キヨシ推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（尾形キヨシ君） 推進委員の尾形です。議案第3号1番について、現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。地図3ページをご覧ください。申請地は、草刈管理された休耕畑です。周辺の状況は、東側は住宅、西側は大部分が休耕畑、一部耕作畑、南側は山林、北側は市道です。2月22日、譲受人から電話にてお話しを伺いました。譲渡人とは以前から懇意の仲で、一時期農園として貸していた農地を返還されて以降、草刈りなどをして管理していましたが、高齢の親の介護と仕事などで管理も難しく、活用の予定もないという話で売買に至ったそうです。2月24日、譲渡人にお会いして話を聞き確認、了承の返事をいただいております。西側農地所有者の了承も得ているということで、影響はないものと見てまいりました。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において許可することに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第3号2番について2番今野八重子農業委員から説明をお願いします。

○2番（今野八重子君） 2番今野です。議案3号2番について調査報告いたします。現地の西側は宅地、北側は道路、東側は休耕田、南側は宅地と牧草地になっています。2月24日午後2時頃、借受人と現地を確認しながら話を聞きました。工事に伴う残土置場とされているが、それほど残土は出ないと思う。配水管などの資材置場としても利用したい。また、申請地の東側に現場事務所も設置する予定だということでした。鉄板を敷いて工事が出た土と農地の土と混ざらないようにするということでした。工期は2月28日から11月21日までの予定ですが、念のため来年の1月31日まで借りることにしたということでした。貸付人宅を25日と26日の午前中に訪問しましたが、不在だったため、26日の夜7時40分頃再度訪問して話を聞きました。貸付人は、同じ地区内にある建設会社のお子さんと同級生で、その人から工事が出た残土置場を探しているみたいだけれどもと声をかけられたそうです。貸付人は草刈りをしなくても済むので、快く貸すことにしたと言っていました。以上で報告を終わります。

○議長（藤原重信君） それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号2番は本委員会において許可することに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 続いて議案第3号3番について7番鈴木力男農業委員から説明をお願いします。

○7番（鈴木力男君） 7番鈴木です。この案件は、令和4年の総会で許可と決定された案件でございます。今回、変更申請が出されましたが、隣接する農地に対する影響については、変更後も当該地の西側に農地はありますが、日陰になるなどの影響はないと思われれます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号

3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第8、議案第4号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 議案書は10ページになります。議案第4号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1、地図は6ページになります。登記地目畑、現況地目は宅地、面積は350㎡。非農地の事由として、昭和45年頃に農地転用の申請手続きを行わないまま当該地に居宅を建設し、現在まで利用していたことによるものです。地目変更を怠ってきた理由として、最近、登記について確認する機会があり、それまで地目が畑であると知らなかったのとしており、農地の管理を怠ったことに関して始末書が提出されております。次に番号2、地図は7ページになります。登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は1,025㎡。非農地の事由として、平成2年頃に市道拡幅工事の際、土盛りによって大部分が傾斜地となり、平坦な部分は砂利敷きで駐車場として利用してきたということであり、現在まで地目変更を怠ってきた理由として、駐車場として利用していたことにより、登記地目も農地ではないと考えていたためとして、農地の管理を怠ったことに関して始末書が提出されております。なお、当該土地は第2種農地に該当しますが、周囲は公衆用道路と宅地に囲まれており、他の農地に対する影響はないものと見込んでおります。次に番号3、地図は戻りまして5ページになります。なお、本件は報告第2号及び5条許可の再申請で協議した案件に係るものであります。登記地目は宅地及び畑、現況地目は宅地、面積は合計で8.83㎡。非農地の事由としては、隣接する居宅が建設された時から、その居宅の通路として利用されていたことと土地売買に際して気がつき、その部分のみを分筆したものであります。これまでの経緯については、顛末書が提出されております。議案書11ページをお開きください。番号4、地図は8ページになります。登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は608㎡。非農地の事由は、隣地の居宅が建設されて以降、そこに居住する世帯が利用する物置や漁業用の施設を建設して使用していたことにより、現状が畑でなくなったということであり、農地の管理を怠ったことに関しては始末書が提出されております。なお、当該農地は第2種農地該当しますが、周囲の農地も休耕状態であり、他の農地への影響はないものと見込まれます。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から現況について説明をお願いいたします。議案第4号1番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。初めに、本件は昭和45年頃に転用手続きが適切に行われていなかったものではありますが、私が当該土地を担当してから5年もの間、農地パトロールにおいて当該地を北東側の隣地と誤認していたことにより、現況の確認が十分でなかったことにつきまして、大変申し訳なくお詫びを申し上げます。今後は特に現況が宅地となっていることにつきましては、同様のことが起こらないよう十分に心がけていきたいと思っております。

それでは、番号1番について報告をいたしますが、調査は2月23日、所有者の相続人代表者からの聞き取りと現地を確認を行いました。なお、被相続人と相続人代表者とは祖父と孫の関係になります。申請に至った経緯につきましては、先ほど事務局から説明があったとおりですが、昭和45年頃に当該地に居宅を建設した際に、農地であったにもかかわらず、転用の手続きを行わないまま現在に至っているとのことでした。相続人代表者は、現在、市内のアパートで家族とともに暮らしていますが、この度、実家の家を建て直し、祖母や親と一緒に暮らすことにしたそうですが、建設予定地を確認したところ、地目が畑になっていたことから、宅地への転用手続きが必要であることを知ったため申請に至ったとのことでした。既に宅地化されてから50年以上経過しており、農地として復旧することが著しく困難であると認められる土地と思われまます。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第4号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号1番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第4号1番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第4号2番について5番古内嘉博農業委員から説明をお願いします。

○5番（古内嘉博君） 5番古内です。申請地の目印としては、学校の体育館の真裏になります。現況としましては、道路と同じくらいの高さの裸地状態、駐車場として利用した形跡が見られます。法面は雑草が生い茂っておりまして、農地としては無理だと思われまます。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第4号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号2

番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第4号2番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第4号3番について7番鈴木力男農業委員から説明をお願いいたします。

○7番（鈴木力男君） 7番鈴木です。番号3番について、ご報告いたします。非農地の事由についてはご覧のとおりでございますが、東側に隣接する方の自宅がございまして、その裏口の通路を確保するために、分筆することで申請を提出したということでした。将来的には、隣地居住者の方に贈与とか何かで登記していただくことになるかなというお話しをしていました。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第4号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。村上推進委員。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 推進委員の村上です。この4号の議案の1、2は始末書を取っているんですかね。

○議長（藤原重信君） 事務局。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） はい。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 3番は顛末書だね。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） はい、顛末書を取っております。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 始末書と顛末書とどう違うの。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 今回のことにつきまして、申請者さんの責任ではなく、他の方の行動によって、このようなことが引き起こされたといったことであったため、申請者さん、申請者から始末書という、何て言うんでしょう、お詫びの言葉を含めた文書をいただくのがいかがかという判断をいたしまして、この場合は事の顛末を記していただいて、顛末書をご提出いただくことにさせていただいたというところです。顛末書というのは、事の経緯に関して説明するもの。始末書については事の始末ですので、事の経緯から現状どのように考えているのか、反省しているのかどうかというところまで書いていただくのが始末書というふうに理解しております。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） そうしますと始末書を出した経緯については、今後何かペナルティがあるんですか。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 現実的にペナルティということはありません。申請に当たって農地法の趣旨を理解していないと、法の趣旨に反しているということについて、反省をしていただくということを書いていただいております。

○議長（藤原重信君） 村上推進委員、よろしいですか。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） はい。

○議長（藤原重信君） 他にはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） それでは議案第4号3番について質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号3番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第4号3番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第4号4番について三陸町地区吉浜地域菊地久寿推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区吉浜地域推進委員（菊地久寿君） 推進委員の菊地です。議案第4号4番について報告いたします。調査は2月26日に現地を確認し、所有者に電話で確認いたしました。当該地は、地図の8ページです。市道下の窪地になっております。非農地の事由は、議案書に書いてあるとおりで、今後も農地への回復の予定はないとのことでした。窪地のため、建物以外の場所は崖地となっております。地図には隣に住宅がありますが、所有者の自宅ではなく親戚の住宅で、現在は移転し空き家となっております。農地への回復は極めて難しいと見てまいりました。報告は以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第4号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第4号4番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第4号4番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第9、議案第5号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 議案書は12ページをお開きください。議案第5号農地法の運用について第4（2）に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定するものであります。

議案書13ページにお進みください。地図は9ページになります。なお、地図の最終ページに現況の写真を添付しておりますので、あわせてご覧ください。番号1、台帳地目は畑、

現況地目は雑種地、農振農用地域外で、面積は 1,226 m²。耕作状態は荒廢地化。北側に山林を控えた傾斜地で、以前から耕作には不向きな土地であったところ、一部を耕作していたようですが、耕作者であった所有者の母親が高齢となり、平成 20 年頃から耕作を中止し、以後、樹木が繁茂する状態になったということで、農地の管理を怠ったことに関しては始末書が提出されております。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員から当該地の現況について説明をお願いします。議案第 5 号 1 番について 7 番鈴木力男農業委員から説明をお願いします。

○7 番（鈴木力男君） 7 番鈴木です。議案第 5 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、申請人より聞き取り確認をした結果を報告いたします。2 月 25 日に申請人より電話にて申請に至った経緯を聞き取り調査いたしました。その後、対象農地の現地確認をしました。相続により当該地を取得したところ、農地であったということでありまして、地図の 9 ページの当該地の東側に神社がありまして、地域の方々が当該地を参道がわりにしていたという経緯をお聞きしました。相続したのですが、11 ページの写真のように、現在は松や雑木林、竹林となっていて、農地の原状回復には非常に厳しいと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第 5 号 1 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 5 号 1 番について、本委員会において「農地」に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第 5 号 1 番の「農地」に該当するか否かの判断については本委員会において「農地」に該当しないことに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第 29 回総会を閉会いたします。

午後 3 時 05 分閉会